天使大学大学院看護栄養学研究科学則

第１章　総則

（目的）

第１条　天使大学大学院看護栄養学研究科（以下「本研究科」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的とする。

（位置）

第２条　本研究科を、札幌市東区北１３条東３丁目１番３０号に設置する。

（自己点検及び評価等）

第３条　本研究科は、その教育研究の向上を図り、第１条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、また、文部科学大臣により認証された評価機関による評価を受けるものとする。

２　前項の自己点検及び自己評価並びに認証評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める。

第２章　課程、学生定員及び修業年限等

（課程及び分野）

第４条　本研究科に、修士課程及び博士課程を置く。

２　博士課程は、前期及び後期の課程に区分する。博士課程前期の課程は、これを修士課程として取扱う。

（人材養成等の目標）

第５条　本研究科は、人材養成に関する目標を次のとおり定める。

(1) 看護学専攻修士課程においては、看護学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。

(2) 栄養管理学専攻博士前期課程においては、栄養管理学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。

(3) 栄養管理学専攻博士後期課程においては、栄養管理学に係る先端的な教育及び研究を行うことにより栄養管理学の高度の専門知識と技術を教授し、自立して研究活動を行い、卓越した教育上の指導能力を有する人材を育成する。

（修業年限等）

第６条　本研究科の修業年限等は次のとおりとする。

(1) 本研究科修士課程及び博士前期課程の修業年限は２年とし、４年を超えて在学することはできない。ただし、看護学専攻修士課程の修業年限は１年以上２年未満の期間とすることができる。

(2) 本研究科博士後期課程の修業年限は３年とする。ただし、６年を超えて在学することはできない。

(3) 第１号及び第２号の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により標準の修業年限を超えて、計画的に教育課程を履修し修了する制度（以下「長期履修学生制度」という。）の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(4) 前項の取り扱いについては、別に定める。

（専攻及び収容定員等）

第７条　本研究科に、次の専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専　攻　名	入学定員	収容定員
看護栄養学研究科	看護学専攻 修士課程	１４人	２８人
	栄養管理学専攻 博士前期課程	３人	６人
	栄養管理学専攻 博士後期課程	２人	６人

第３章　　教員組織及び運営組織

（授業担当教員）

第８条　本研究科における授業及び研究指導は、天使大学の教授、准教授、講師及び助教が担当する。

２　必要に応じて、兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。

３　必要に応じて、特任教員、嘱託教員及び臨時教員が授業を担当することがある。

（研究科長）

第９条　本研究科に研究科長を置く。

２　研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。

３　研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第１０条　本研究科に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

３　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

４　委員会に関する必要な事項は、委員会規程に定める。

第４章　学年、学期及び休業日

（学年）

第１１条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第１２条　学年を、次の２学期に分ける。

前期　　４月１日から９月３０日まで

後期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第１３条　休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) キリスト降誕祭　　１２月２５日

(4) 創立記念日　　１２月８日

(5) 夏期休業　　７月２５日から８月３１日まで
(6) 冬期休業　　１２月２０日から翌年１月１４日まで
(7) 春期休業　　３月１６日から３月３１日まで

２　学長は、必要がある場合、委員会の意見を聴いて前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

３　学長は、必要がある場合、委員会の意見を聴いて休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第５章　入学

（入学の時期）

第１４条　本研究科の入学の時期は、毎年４月とする。転入学及び再入学の場合も同じとする。ただし、教育上の支障がないと認められる場合には、他の時期とすることができる。

（入学資格）

第１５条　本研究科看護学専攻修士課程及び栄養管理学専攻博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者
(2) 学士の学位を授与された者
(3) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であること及びその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
(4) 外国において学校教育における１６年の課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた２２歳以上の者

２　高度実践看護師コースは、第１項を満たしたうえ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、３年以上の実務経験を有する者とする。

３　修士論文コース公衆衛生看護学領域は、第１項を満たしたうえ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師及び保健師免許を取得し、又は看護師及び保健師国家試験受験資格を有する者とする。

４　公衆衛生看護学領域を除く修士論文コース及び保健師コースは、第１項を満たしたうえ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

５　栄養管理学専攻博士前期課程は、第１項を満たしたうえ、栄養士法及び関係法令の定めるところによる栄養士免許を取得した者とする。

６　本研究科栄養管理学専攻博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を授与された者
(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
(3) 文部科学大臣の指定した者
(4) その他、本研究科において修士の学位と同等以上の学力があると認めた２４歳以上の者

（入学の出願）

第１６条　本研究科に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）
第１７条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第１８条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
３　その他入学に関する必要な事項は、別に定める。
（転入学）
第１９条　他の大学院に在学している者で、本研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に転入学を許可することができる。
２　転入学を志願する者は、現に在籍している大学院の学長の許可書を提出しなければならない。
３　転入学に関する必要な事項は、別に定める。
（再入学）
第２０条　本研究科を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のうえ、相当の学年に再入学を許可することがある。
２　再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第６章　単位及び履修方法等

（授業科目及び単位数）
第２１条　本研究科に開設する授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業科目名及び単位数は、別表第１、別表第２及び別表第３に掲げるとおりとする。
２　前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
（教育方法の特例）
第２２条　本研究科の課程において、教育上必要があると委員会が認めた場合には、夜間及びその他の特定の曜日、時間又は時期に、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
（単位の計算方法）
第２３条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。
(2) 演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。
(3) 実習については、４５時間の授業をもって１単位とする。
（単位の授与及び成績）
第２４条　授業の成績評価は、試験その他の方法によって授業科目の担当教員が行う。
２　授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの５種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。
３　学長は、前項で合格と判定された授業科目について単位を授与する。
（単位認定）
第２５条　教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位又は科目等履修生の制度により修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として１５単位を超えない範囲で認定することができる。

２　教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（外国の大学の大学院等を含む）の授業科目を履修させ、修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として１５単位を超えない範囲で認定することができる。
３　第１項及び第２項の規定により認定することができる単位数は、看護学専攻修士課程及び栄養管理学専攻博士前期課程については合わせて２０単位を超えないものとする。
４　単位認定に関する必要な事項は、別に定める。
（履修規程等）
第２６条　この章に定めるもののほか、履修の方法、授業科目の概要、授業の方法、年間授業計画及び学修評価の基準並びに科目履修の認定の取扱い等については、履修規程等により別に定める。

第７章　休学、復学、退学、転学及び除籍

（休学）
第２７条　疾病その他やむを得ない事由により修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出し、許可を受けて休学することができる。
２　学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。
３　休学の期間は、当該休学開始日の属する年度末までとする。ただし、修士課程又は博士前期課程においては通算して２年、博士後期課程においては通算して３年を超えることはできない。
４　休学期間は、在学期間に算入しない。
（復学）
第２８条　学長は、休学期間中に休学の事由が消滅した場合には、復学を許可することができる。ただし、復学の時期については、委員会の意見を聴いて定めるものとする。
（退学）
第２９条　退学しようとする者は、所定の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。
（転学）
第３０条　他の大学院への入学又は転入学を志望する者は、所定の転入学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。
（除籍）
第３１条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者について除籍することができる。
(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
(2) 第６条に定める在学年限を超えた者
(3) 第２７第３項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
(4) 他の大学院に籍を置く者。ただし、第２５条第２項の規定に基づく場合を除く。
(5) 長期間にわたり行方不明の者
(6) 死亡した者
（委員会への報告）
第３１条の２　本章の規定に該当する者があった場合、学長は遅滞なく委員会に報告するものとする。

第８章　課程修了及び学位授与

（課程修了の所定単位）

第３２条　本研究科における授業科目の履修については、別表第１、別表第２及び別表第３の定めるところに従い、課程・専攻により次のとおりの単位を修得しなければならない。

(1) 看護学専攻修士課程　　３０単位以上

(2) 栄養管理学専攻博士前期課程　３０単位以上

(3) 栄養管理学専攻博士後期課程　１８単位以上

（修了要件及び学位授与）

第３３条　修士課程及び博士前期課程の修了要件は、２年以上在学し、前条の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。

２　修士課程（第６条第１項ただし書きの該当者を除く。）及び博士前期課程の在学期間は、第２５条第１項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けた者は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、１年を超えない範囲で本学大学院の当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができるものとする。ただし、優れた業績をあげた者については、１年以上在学すれば足りるものとする。

３　学長は、修了要件を満たした者に対して修士の学位を授与する。

４　学位に関する必要な事項は、別に定める。

第３３条の２　博士後期課程の修了要件は、３年以上在学し、第３２条に定めるところに従い必要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

２　博士後期課程の在学期間は、優れた業績をあげた者については、１年（博士前期課程を２年未満の在学期間をもって修了した者にあっては、当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

３　学長は、修了要件を満たした者に対して博士の学位を授与する。

４　前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ることなく、博士の学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本研究科の博士課程を修了した者と同等の学力を有すると認められた者に対して、学長は、委員会の意見を聴いて授与することができる。

５　学位に関する必要な事項は、別に定める。

（資格の取得）

第３４条　栄養管理学専攻博士前期課程において修了要件を満たし、別表第４に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得した者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭専修免許状が授与される。

第９章　賞罰

（表彰）

第３５条　学生として表彰に値する行為があった者について、学長は委員会の意見を聴いて表彰することができる。

２　学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第３６条　本研究科の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者について、

学長は委員会の意見を聴いて懲戒することができる。
２　前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
３　前項の退学及び停学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 正当な理由がなくて出席常でない者
(3) 本研究科の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
４　学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第１０章　健康管理

（健康管理）
第３７条　本研究科に学校医及び健康管理者を置く。
２　学校医及び健康管理者は、学校保健安全法に基づき学生の健康管理を行う。
３　健康診断、健康相談、疾病予防その他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

第１１章　研究生、科目等履修生、委託生及び特別聴講学生

（研究生）
第３８条　学長は、本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて研究生として受入を許可することができる。
２　研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
３　研究生の研究期間は１年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合には、学長は委員会の意見を聴いてその期間を更新することができる。
（科目等履修生）
第３９条　学長は、本研究科学生以外の者で、本研究科の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて科目等履修生として受入を許可することができる。
（委託生）
第４０条　学長は、本研究科において、他の大学、研究機関又は団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて委託生として受入れを許可することができる。
（特別聴講学生）
第４０条の２　学長は、他の大学院の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴いて特別聴講学生として受入れを許可することができる。
（細部規定の委任）
第４１条　この章に規定する研究生、科目等履修生及び委託生の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第１２章　入学検定料、入学金、授業料等

（入学金、授業料等の金額）

第４２条　入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の金額は、別表第５のとおりとする。

２　長期履修学生制度に関する授業料等については、別に定める。

（授業料等の納付）

第４３条　授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

（学年中途で課程修了する者の授業料等）

第４４条　学年の中途で課程を修了する者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

（退学及び停学等の場合の授業料等）

第４５条　学期の中途で退学する者、退学又は停学を命じられた者及び除籍された者にかかる当該期分の授業料等は徴収するものとする。

（休学の場合の授業料等）

第４６条　休学を許可され、又は命じられた者については、休学を許可された翌期分（許可日が学期の初日の場合は当該期）から休学期間中の授業料等を免除することができる。

（復学等の場合の授業料等）

第４７条　学年の中途において復学した者はその月から学期末まで、また、入学した者は当該期分の授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

（授業料等の免除及び徴収の猶予）

第４８条　経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し又は徴収を猶予することができる。

（研究生及び科目等履修生等の授業料等）

第４９条　研究生、科目等履修生及び委託生の入学検定料、授業料等及び委託料については、別に定める。

（納付金の取扱い）

第５０条　納付した入学検定料及び入学金は返還しないものとする。

２　入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第１３章　奨学制度

（奨学制度）

第５１条　成績が優秀で修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況などの経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を給付又は貸与することができる。

２　奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

第１４章　大学院事務組織

（事務）

第５２条　本研究科に係る事務は、大学事務局において行う。

第１５章　補則

（細則その他）
第５３条　本学則の施行に当たって必要な細則等は、委員会通則に準じて別に定める。
（改正）
第５４条　本学則の改正は、学長の意見を聴いて、理事会が行う。

附　則
本学則は、２００４年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、２００５年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、２００６年４月１日から施行する。ただし、２００６年３月３１日以前に入学した助産研究科の学生の別表第１の運用については、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２００７年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、２００８年４月１日から施行する。ただし、２００８年３月３１日以前に入学した学生については、従前の別表第１、別表第２，別表第３、別表第４及び別表第５を適用する。
附　則
本学則は、２００９年４月１日から施行する。ただし、２００９年３月３１日以前に入学した学生の別表第３及び別表第５の運用については、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２０１０年４月１日から施行する。ただし、２０１０年３月３１日以前に入学した助産研究科の学生の第２５条別表第１及び第３５条第１号の運用については、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２０１１年４月１日から施行する。ただし、２０１１年３月３１日以前に入学した学生の別表第２、別表第３及び別表第５の運用については、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２０１２年４月１日から施行する。ただし、第１８条第５項については、２０１２年３月３１日以前に入学した学生は、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２０１３年４月１日から施行する。ただし、第４２条第１項については、２０１３年３月３１日以前に入学した学生は、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２０１４年４月１日から施行する。ただし、第１５条第２項第４号及び第２１条並びに第２４条については、２０１４年３月３１日以前に入学した学生は、なお従前の例による。
附　則
本学則は、２０１５年４月１日から施行する。
附　則
１　本学則は、２０１６年４月１日から施行する。
２　２０１６年３月３１日以前に入学した学生については、改正前の規程による。ただし、第

２４条第２項については入学年度にかかわらず適用する。

附　則

本学則は、２０１９年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、２０２０年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、２０２１年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、２０２２年４月１日から施行する。

ただし、２０２２年３月３１日以前に入学した学生の別表第１の運用については、なお従前の例による。

附　則

本学則は、２０２３年４月１日から施行する。

ただし、２０２３年３月３１日以前に入学した学生の別表第１、別表第２及び別表第４の運用については、なお従前の例による。

別表第1　　大学院看護栄養学研究科看護学専攻（修士課程）

区分	授業科目		修論コース 単位数 必修	修論コース 単位数 選択	高度実践看護師コース 単位数 必修	高度実践看護師コース 単位数 選択	保健師コース 単位数 必修	保健師コース 単位数 選択	授業区分 講義	授業区分 演習	授業区分 実習	備考
看護学・栄養管理学両専攻共通科目	倫理学特論		1		1		1		1			
	人間関係論特論			1		1		1	1			
	研究方法論特論		2		2		2		2			
	統計学特論			1		1	1			1		
	疫学			1		1	1		1			
	地域ケアシステム論			1		1	1		1			
	健康行動科学特論			1		1	1		1			
	医療情報・医療経済			1		1		1	1			
	国際保健学特論			1		1		1	1			
	国際保健学特論演習			1		1		1		1		
看護学専攻共通基礎科目	看護理論特論		2		2		2		2			
	看護倫理特論		1		1			1	1			
	看護研究法Ⅰ（量的研究）			1		1		1		1		
	看護研究法Ⅱ（質的研究）			1		1		1		1		
	看護教育学特論Ⅰ			2	2			2	2			
	看護教育学特論Ⅱ			1		1		1		1		
	看護管理学特論			2		2		2	2			
	家族関係論特論			1		1	1		1			
	コンサルテーション論			1		1		1	1			
専門基礎科目	フィジカルアセスメント				2				2			
	病態生理学			2	2				2			
	臨床薬理学			2	2				2			
	保健医療福祉政策論			1		1	1		1			
	保健医療福祉行政論			3			3		3			
	疫学・保健統計特論			2			2		2			
	ヘルスカウンセリング論			1		1	1			1		
	代謝栄養学特論			2		2		2	2			
	環境保健学			1		1		1	1			
	健康社会学			1		1		1	1			
	医療人類学特論			1		1		1	1			
修士論文コース	基礎看護学領域	基礎看護学特論Ⅰ	2						2			
		基礎看護学特論Ⅱ	2						2			
		基礎看護学演習Ⅰ	2							2		
		基礎看護学演習Ⅱ	2							2		
	成人看護学領域	成人看護学特論Ⅰ	2						2			
		成人看護学特論Ⅱ	2						2			
		成人看護学演習Ⅰ	2							2		
		成人看護学演習Ⅱ	2							2		
	老年看護学領域	老年看護学特論Ⅰ	2						2			
		老年看護学特論Ⅱ	2						2			
		老年看護学演習Ⅰ	2							2		
		老年看護学演習Ⅱ	2							2		

専門分野専門科目	修士論文コース	母性看護学領域	母性看護学特論Ⅰ	2						2			
			母性看護学特論Ⅱ	2						2			
			母性看護学演習Ⅰ	2							2		
			母性看護学演習Ⅱ	2							2		
		小児看護学領域	小児看護学特論Ⅰ	2						2			
			小児看護学特論Ⅱ	2						2			
			小児看護学演習Ⅰ	2							2		
			小児看護学演習Ⅱ	2							2		
		精神看護学領域	精神看護学特論Ⅰ	2						2			
			精神看護学特論Ⅱ	2						2			
			精神看護学演習Ⅰ	2							2		
			精神看護学演習Ⅱ	2							2		
		公衆衛生看護学領域	公衆衛生看護学特論Ⅰ	2				2		2			
			公衆衛生看護学特論Ⅱ	2						2			
			公衆衛生看護学演習Ⅰ	2							2		
			公衆衛生看護学演習Ⅱ	2							2		
	高度実践看護師コース	ホスピス緩和ケア看護学領域	ホスピス緩和ケア看護学特論Ⅰ			2				2			
			ホスピス緩和ケア看護学特論Ⅱ			2				2			
			ホスピス緩和ケア看護学特論Ⅲ			2					2		
			ホスピス緩和ケア看護学特論Ⅳ			2				2			
			ホスピス緩和ケア看護学特論Ⅴ			2				2			
			ホスピス緩和ケア看護学演習Ⅰ			2				1	1		
			ホスピス緩和ケア看護学演習Ⅱ			1					1		
			ホスピス緩和ケア看護学演習Ⅲ			1					1		
			ホスピス緩和ケア看護学実習Ⅰ			4						4	
			ホスピス緩和ケア看護学実習Ⅱ			4						4	
			ホスピス緩和ケア看護学実習Ⅲ			2						2	
		老年看護CNS領域	老年看護学特論Ⅰ（理論・概念）			2				2			
			老年看護学特論Ⅱ（健康生活評価）			2				2			
			老年看護学特論Ⅲ			2				2			
			老年看護学特論Ⅳ			2				2			
			老年看護学特論Ⅴ			2				2			
			老年看護学展開論Ⅰ			2					2		
			老年看護学展開論Ⅱ			2					2		
			老年看護学実習Ⅰ			4						4	
			老年看護学実習Ⅱ			6						6	
		精神看護CNS領域	精神看護学特論Ⅰ			2				2			
			精神看護学特論Ⅱ			2				2			
			精神看護学特論Ⅲ			2				2			
			精神看護学特論Ⅳ			2				2			
			精神看護学演習Ⅰ			2					2		
			精神看護学演習Ⅱ			2					2		
			リエゾン精神看護学特論			2				2			
			高度実践精神看護実習Ⅰ			1						1	
			高度実践精神看護実習Ⅱ			2						2	
			高度実践精神看護実習Ⅲ			4						4	
			高度実践精神看護実習Ⅳ			2						2	
			高度実践精神看護実習Ⅴ			1						1	

		在宅看護 CNS領域	在宅看護学特論Ⅰ			2				2			
			在宅看護学特論Ⅱ			2				2			
			在宅看護学特論Ⅲ			2				2			
			在宅看護学特論Ⅳ			2				2			
			在宅看護学演習Ⅰ			2					2		
			在宅看護学演習Ⅱ			2					2		
			在宅看護学演習Ⅲ			2					2		
			高度実践在宅看護学実習Ⅰ			2						2	
			高度実践在宅看護学実習Ⅱ			2						2	
			高度実践在宅看護学実習Ⅲ			2						2	
			高度実践在宅看護学実習Ⅳ			2						2	
			高度実践在宅看護学実習Ⅴ			2						2	
	保健師コース		公衆衛生看護学原論					2		2			
			公衆衛生看護活動論Ⅰ					2		2			
			公衆衛生看護活動論Ⅱ					2		2			
			健康学習支援特論					2		2			
			家族看護学特論					2		1	1		
			公衆衛生看護診断					2		1	1		
			公衆衛生看護管理					2		2			
			健康危機管理特論					2		2			
			産業・学校保健活動論					2		2			
			地域ケアシステム論特論					2		2			
			公衆衛生看護課題研究演習					2			2		
			家族看護継続実習					2				2	
			公衆衛生看護活動実習					3				3	
			公衆衛生看護管理実習Ⅰ					2				2	
			公衆衛生看護管理実習Ⅱ					1				1	
特別看護研究				8							8		
ホスピス緩和ケア看護課題研究							2				2		
老年看護課題研究							2				2		
精神看護課題研究							2				2		
在宅看護課題研究							2				2		
公衆衛生看護課題研究								4			4		
合			計	70	33	110	30	53	18	118	77	48	

修了に必要な単位数：30単位以上

注１：保健師コースにおいて、保健師国家試験受験資格を取得するためには、必須の31単位と大学院修士課程修了に必要な30単位の計61単位を修得すること。

注２：修士論文コースは、専攻分野ごとに定める専門科目を履修・修得すること。

注３：高度実践看護師コースにおいて、高度実践看護師資格を取得するためには必修科目38単位を修得すること。

別表第2 大学院看護栄養学研究科 栄養管理学専攻(博士前期課程)

授業科目		単位数		授業区分		
		必修	選択	講義	演習	実習
基礎科目	倫理学特論	1		1		
	統計学特論	1			1	
	疫学	1		1		
	人間関係論特論		1	1		
	研究方法論特論	2		2		
	医療情報・医療経済		1	1		
	国際保健学特論		1	1		
	国際保健学特論演習		1		1	
専門基礎科目	食品衛生学特論	2		2		
	食品機能学特論		1	1		
	栄養生理学特論		2	2		
	代謝栄養学特論	2		2		
	地域ケアシステム論		1	1		
	ヘルスカウンセリング論		1		1	
	環境保健学		1	1		
	健康社会学		1	1		
	医療人類学特論		1	1		
専門実践科目	栄養管理学特論	2		2		
	栄養疫学特論		1	1		
	健康行動科学特論	1		1		
	健康・食行動理論		1	1		
	健康栄養エビデンス論		2	2		
	栄養診断学特論	2		2		
	臨床栄養学特論	2		2		
	栄養管理学特別研究	4				4
	栄養管理学特別演習	4			4	
合計		24	16	29	7	4

修了に必要な単位数:30単位以上

別表第3　　大学院看護栄養学研究科　栄養管理学専攻（博士後期課程）

区分	授業科目	単位数		授業区分			備考
		必修	選択	講義	演習	実習	
共通	研究方法特論	4		4			
基礎系栄養管理学分野	基礎系栄養管理学特論		2	2			
	基礎系栄養管理学特別研究		12			12	
実践系栄養管理学分野	実践系栄養管理学特論		2	2			
	実践系栄養管理学特別研究		12			12	
合計		4	28	8	0	24	修了に必要な単位数:18単位以上

別表第4　大学院看護栄養学研究科　栄養管理学専攻（博士前期課程）

教育職員免許状所要資格取得のための科目及び単位数

授業科目	単位数		授業区分			備考
	必修	選択	講義	演習	実習	
医療情報・医療経済	1		1			
疫学	1		1			
栄養生理学特論	2		2			
食品衛生学特論	2		2			
食品機能学特論	1		1			
代謝栄養学特論	2		2			
栄養管理学特論	2		2			
健康行動科学理論	1		1			
健康・食行動理論	1		1			
健康栄養エビデンス論	2		2			
栄養診断学特論	2		2			
臨床栄養学特論	2		2			
栄養疫学特論	1		1			
栄養管理学特別演習	4			4		
合計	24	0	20	4	0	必修24単位を修得

別表第5　　入学検定料、入学金及び授業料等

（単位：円）

		入学検定料	入　学　金	授　業　料　等			合　計
				授　業　料	施設設備費	実験実習費	
看護学専攻修士課程	出　願　時	30,000	－	－	－	－	30,000
	入学手続時	－	150,000	－	－	－	150,000
	前　期	－	－	480,000	100,000	50,000	630,000
	後　期	－	－	480,000	100,000	50,000	630,000
	年　額	－	－	960,000	200,000	100,000	1,260,000
栄養管理学専攻博士前期課程	出　願　時	30,000	－	－	－	－	30,000
	入学手続時	－	150,000	－	－	－	150,000
	前　期	－	－	300,000	100,000	90,000	490,000
	後　期	－	－	300,000	100,000	90,000	490,000
	年　額	－	－	600,000	200,000	180,000	980,000
栄養管理学専攻博士後期課程	出　願　時	30,000	－	－	－	－	30,000
	入学手続時	－	150,000	－	－	－	150,000
	前　期	－	－	300,000	100,000	90,000	490,000
	後　期	－	－	300,000	100,000	90,000	490,000
	年　額	－	－	600,000	200,000	180,000	980,000